

I 調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

茨城県常住人口調査は、国勢調査の間における市町村ごとの人口及び世帯数の移動状況を明らかにするため、毎月市町村から報告を得て推計している。

この報告書は、このうち平成 17 年の結果について取りまとめたものである。

(1) 推計方法

この調査は、国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月、住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき届け出のあった出生、死亡、転入、転出者数及び世帯の増減数を加えて推計している。平成 17 年 10 月 1 日に国勢調査が実施されたため、1～9 月までは平成 12 年国勢調査人口を、10 月以降は平成 17 年国勢調査速報人口を基礎にして推計している。

(2) 集計事項及び公表体系

[刊行物として公表するもの]

| 周 期 | 刊 行 物 名 | 集 計 事 項 |
|----------------|--------------------------------------|--|
| 毎 月 (1 日現在) | 「茨城県の人口と世帯 (推計)」 (月報) | 1 毎月 1 日現在市町村別世帯数 2 毎月 1 日現在市町村及び男女別人口 3 前月中の市町村別人口動態 (人口増加、出生、死亡、転入及び転出者数) <small>注 1</small> |
| 毎 年 (暦年) | 「茨城県の人口 －茨城県常住人口調査結果報告書－」 (年報) | 本書目次の「Ⅲ統計表」欄を参照されたい。 <small>注 2</small> |

[閲覧により公表するもの]

| 周 期 | 公 表 内 容 | 集 計 事 項 |
|------|----------------------------|---|
| 毎 月 | 月別集計に関するもの ^{注 3} | 1 従前の住所地 (県内市町村, 都道府県) 別転入者数 2 転出先の住所地 (県内市町村, 都道府県) 別転出者数 3 年齢 (5 歳階級, 4 階層) 別移動状況 (出生, 死亡, 転入, 転出者数) |
| 四半期毎 | 年齢別人口に関するもの ^{注 4} | 年齢各歳別人口 (各歳は 0～99 歳まで表章) |

注 1) 平成 17 年に国勢調査が実施されたため、10 月 1 日現在人口は公表された国勢調査速報人口を用いている。国勢調査と茨城県常住人口調査では、調査方法、調査対象の把握の仕方に違いがあり、9 月 1 日と 10 月 1 日との間の数値に連続性がないため、10 月月報には 9 月中の人口動態は掲載していない。

2) 平成 17 年年報の年齢別人口については、平成 17 年 10 月 1 日に実施された国勢調査の年齢別人口集計が完了していないため、平成 17 年 7 月 1 日現在の数値を掲載してある。

3) 市町村及び男女別に集計し、県統計課において閲覧に供するとともに、該当市町村に対して四半期毎に送付している。

4) 平成 17 年 10 月 1 日現在の年齢別人口は、国勢調査結果の集計が完了していないため公表していない。

2 利用上の注意

平成 17 年 10 月に国勢調査が実施され、その結果（速報値）が総務省から公表（平成 17 年 12 月 27 日総務省告示第 1380 号）されたため、茨城県常住人口調査規則（昭和 45 年茨城県規則第 28 号）第 8 条の規定に基づき、平成 17 年 10 月 1 日現在の人口及び世帯数は国勢調査結果速報の数値を用いている。従って、平成 17 年 10 月 1 日以後の人口及び世帯数の数値は、平成 17 年国勢調査の結果（速報値）が基礎となっている。確定値は平成 18 年 10 月頃公表される予定であり、速報値とは異なる場合もある。

また、国勢調査と常住人口調査との間には、調査の方法や調査対象の把握に違いがあることから、9 月 1 日現在の常住人口調査人口と 10 月 1 日現在の国勢調査速報人口との間には連続性がないものとなっている。

このため、平成 17 年中の人口動態は把握できないこととなるが、利用者の利便性を考慮して、住民基本台帳及び外国人登録原票上の移動人口を集計し参考までに掲載した。従って、この人口動態の数値を平成 17 年 1 月 1 日現在の数値に加減しても平成 18 年 1 月 1 日現在の数値にならないことに注意を要する。

なお、人口動態に関する数値については昭和 55 年以前は外国人を含めず別掲しているが、昭和 56 年以降はそれぞれの動態に含めてある。

(1) 用語の説明

ア 出生者…市町村長が出生届又は出生の通知により住民票に記載した者及び外国人登録法に基づく出生の届出により登録申請を受け登録原票に記載した者。

イ 死亡者…市町村長が死亡届又は死亡の通知により住民票から削除した者及び外国人登録法に基づく死亡の届出により外国人登録証明書が返納された者。

ウ 転入者…市町村長が住民基本台帳法に基づく転入届により住民票に記載した者及び同法に基づき職権で住民票に記載した者並びに外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により登録証明書に住所を記入した者及び入国の届出により外国人登録原票に記載した者。

エ 転出者…市町村長が住民基本台帳法に基づく転出届により住民票から削除した者及び同法に基づき職権により住民票から削除した者並びに外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により新住所地の市町村長に登録原票を送付した者及び外国人出入国通知書に記載された者。

オ 増加数及び増加率等の算出方法

$$\text{人口増加数} = \text{自然増加数} + \text{社会増加数}$$

$$\text{人口増加率}(\%) = \frac{\text{人口増加数}}{\text{17年1月1日現在人口}} \times 100$$

$$\text{世帯数増加率}(\%) = \frac{\text{世帯数増加数}}{\text{17年1月1日現在世帯数}} \times 100$$

$$\text{性 比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

$$\text{自然増加数} = \text{出生者数} - \text{死亡者数}$$

$$\text{自然増加率}(\%) = \frac{\text{自然増加数}}{\text{17年1月1日現在人口}} \times 100$$

$$\text{出生率}(\%) = \frac{\text{出生者数}}{\text{17年1月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\begin{aligned} \text{死亡率 (\%)} &= \frac{\text{死亡者数}}{\text{17年1月1日現在人口}} \times 1,000 \\ \text{社会増加数} &= \text{転入者数} - \text{転出者数} \\ \text{社会増加率 (\%)} &= \frac{\text{社会増加数}}{\text{17年1月1日現在人口}} \times 100 \\ \text{移動数} &= \text{転入者数} + \text{転出者数} \\ \text{移動率 (\%)} &= \frac{\text{移動数}}{\text{17年1月1日現在人口}} \times 100 \end{aligned}$$

注) 比率が相互に一致しない場合があるのは四捨五入によるものである。

(2) 社会増加の推計方法

県の社会増加の推計方法には二つの方法がある。一つは、県内市町村間の転入、転出者数には差し引き増減がないものとして取り扱い、他県との間の転入、転出者数との差のみを捉えて県人口を計算する方法である(下記Aによる方法)。総務省統計局などではこの方法を採用しているが、この方法では県内市町村間の転入、転出は同数として把握することとなり、現実には転入及び転出届のずれなどがあるため、市町村別人口の積み上げ数字が県人口と一致しなくなる。

もう一つは、県人口を市町村別人口の合計と一致させるため、市町村別増加数を積み上げて計算する方法である。(下記Bによる方法)。茨城県常住人口調査ではこの方法を採用している。

A 県社会増加数 = 県外からの転入者数 - 県外への転出者数

B 県社会増加数 = Σ (市町村別増加数 = 市町村外からの転入者数 - 市町村外への転出者数)

(3) 住民基本台帳による人口及び世帯数との相違

常住人口調査による人口及び世帯数との相違としては、第1に常住人口調査による人口及び世帯数が、基礎としている国勢調査に準拠し外国人を含む総人口であるのに対し、住民基本台帳による人口及び世帯数は日本人のみである。

第2に国勢調査では、3か月以上そこに住んでいるか又は住むことになっている人を調査の対象としているのに対し、住民基本台帳人口は、あくまでも台帳に記載されている人の数を対象としている。従って、3か月以上入院している人の扱いの違いや、記載地と実際の住所地が必ずしも一致していない場合があり、実態としては若干異なる結果となっている。

また、国勢調査では昭和55年から会社等の寮は1人1世帯とし、学生寮や施設などについては1棟1世帯としているのに対し、住民基本台帳では全て1人1世帯としているなど、世帯数の取り扱いについても若干異なっている。常住人口調査では国勢調査結果を基準に、その後の住民基本台帳等における移動を加減して推計しているため、利用にあたっては留意されたい。

(4) 人口動態統計による出生数及び死亡者数との相違

人口動態統計(茨城県保健福祉部所管)では、出生及び死亡者数について、当該年の1月1日から翌年1月14日までに届け出られたもののうち当該年に発生した数を取りまとめる、いわゆる発生主義をとっているのに対し、常住人口調査では早期集計の立場から、当該年(月)中に届出のあったものをその年(月)の数とするいわゆる届出主義をとっている。発生日と届出日のずれなどから両者の数は一致しない。

(5) 使用記号

- 数値が0であるもの
- 0.0, 0.00 該当数値が掲載単位未満
- … 不詳
- △ 負数
- * 該当数値のないもの

(6) 県内地域区分

| | 平成 17 年 1 月 1 日現在 | 平成 17 年 10 月 1 日現在 | 平成 18 年 1 月 1 日現在 |
|------|--|--|--|
| 県北地域 | 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂郡 久慈郡 | 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 那珂郡 久慈郡 | 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 那珂郡 久慈郡 |
| 県央地域 | 水戸市 笠間市 東茨城郡 西茨城郡 | 水戸市 笠間市 東茨城郡 西茨城郡 | 水戸市 笠間市 東茨城郡 西茨城郡 |
| 鹿行地域 | 鹿嶋市 潮来市 鹿島郡 行方郡 | 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鹿島郡 | 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市 |
| 県南地域 | 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷郡 新治郡 筑波郡 北相馬郡 | 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 稲敷郡 新治郡 筑波郡 北相馬郡 | 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 稲敷郡 新治郡 筑波郡 北相馬郡 |
| 県西地域 | 古河市 下館市 結城市 下妻市 水海道市 岩井市 真壁郡 結城郡 猿島郡 | 古河市 結城市 下妻市 水海道市 筑西市 坂東市 桜川市 結城郡 猿島郡 | 古河市 結城市 下妻市 常総市 筑西市 坂東市 桜川市 結城郡 猿島郡 |

(7) 市町村合併に伴う数値の取り扱いについて

ア 平成 12 年 10 月 1 日から平成 18 年 1 月 1 日までに合併した市町村(合併期日順)

| 合併前 | 合併期日 | 合併後 | 市町村数 | 備考 |
|-------------|---------------------|------|--|---|
| 潮来町 牛堀町 | 平成 13 年 4 月 1 日 | 潮来市 | 平成 13 年 4 月 1 日現在 84 市町村(21 市, 46 町, 17 村) | 平成 12 年 10 月 1 日現在 85 市町村 (20 市, 48 町, 17 村) 14 郡 |
| 守谷町 | 平成 14 年 2 月 2 日 | 守谷市 | 平成 14 年 2 月 2 日現在 84 市町村(22 市, 45 町, 17 村) | 市制施行 |
| つくば市 茎崎町 | 平成 14 年 11 月 1 日 | つくば市 | 平成 14 年 11 月 1 日現在 83 市町村(22 市, 44 町, 17 村) | |

| 合併前 | 合併期日 | 合併後 | 市町村数 | 備考 |
|----------------------------------|-----------------|---------|---------------------------------------|--|
| 御前山村 大宮町 山方町 美和村 緒川村 | 平成16年 10月16日 | 常陸大宮市 | 平成16年10月16日現在 79市町村(23市, 42町, 14村) | |
| 日立市 十王町 | 平成16年 11月1日 | 日立市 | 平成16年11月1日現在 78市町村(23市, 41町, 14村) | 多賀郡が廃止→13郡 |
| 常陸太田市 金砂郷町 水府村 里美村 | 平成16年 12月1日 | 常陸太田市 | 平成16年12月1日現在 75市町村(23市, 40町, 12村) | |
| 那珂町 瓜連町 | 平成17年 1月21日 | 那珂市 | 平成17年1月21日現在 74市町村(24市, 38町, 12村) | 平成17年1月1日現在 75市町村 (23市, 40町, 12村)13郡 |
| 水戸市 内原町 | 平成17年 2月1日 | 水戸市 | 平成17年2月1日現在 71市町村(24市, 37町, 10村) | |
| 常北町 桂村 七会村 | 平成17年 2月1日 | 城里町 | | |
| 岩井市 猿島町 | 平成17年 3月22日 | 坂東市 | 平成17年3月22日現在 67市町村(25市, 33町, 9村) | |
| 江戸崎町 新利根町 桜川村 東町 | 平成17年 3月22日 | 稲敷市 | | |
| 取手市 藤代町 | 平成17年 3月28日 | 取手市 | 平成17年3月28日現在 62市町村(26市, 27町, 9村) | |
| 下館市 関城町 明野町 協和町 | 平成17年 3月28日 | 筑西市 | | |
| 霞ヶ浦町 千代田町 | 平成17年 3月28日 | かすみがうら市 | | |
| 神栖町 波崎町 | 平成17年 8月1日 | 神栖市 | 平成17年8月1日現在 61市町村(27市, 25町, 9村) | |
| 麻生町 北浦町 玉造町 | 平成17年 9月2日 | 行方市 | 平成17年9月2日現在 59市町村(28市, 22町, 9村) | 行方郡が廃止→12郡 |
| 古河市 総和町 三和町 | 平成17年 9月12日 | 古河市 | 平成17年9月12日現在 57市町村(28市, 20町, 9村) | |

| 合併前 | 合併期日 | 合併後 | 市町村数 | 備考 |
|-------------------|----------------------|-----|--|-------------|
| 石岡市 八郷町 | 平成 17 年 10 月 1 日 | 石岡市 | 平成 17 年 10 月 1 日現在 54 市町村(29 市, 17 町, 8 村) | 真壁郡が廃止→11 郡 |
| 岩瀬町 真壁町 大和村 | 平成 17 年 10 月 1 日 | 桜川市 | | |
| 旭村 銚田町 大洋村 | 平成 17 年 10 月 11 日 | 銚田市 | 平成 17 年 10 月 11 日現在 52 市町村(30 市, 16 町, 6 村) | 鹿島郡が廃止→10 郡 |
| 下妻市 千代川村 | 平成 18 年 1 月 1 日 | 下妻市 | 平成 18 年 1 月 1 日現在 50 市町村(30 市, 15 町, 5 村) 10 郡 | |
| 水海道市 石下町 | 平成 18 年 1 月 1 日 | 常総市 | | |

イ 数値の取り扱いについて

○ 第 2 表

平成 12 年 10 月 1 日現在の世帯数, 1 世帯当たり人員, 人口, 性比, 平成 7~12 年・平成 12~17 年増加数及び増加率については, 増加率等を統一するため, 平成 12 年 10 月 1 日から平成 17 年 10 月 1 日までに合併した市町村の数値は各合併に係る市町村の数値を合算したものとなっている。

○ 第 7 表

世帯数・人口・増加数については, 増加率等を年間に統一するため以下のとおりとなっている。

【水戸市・古河市・石岡市・下妻市・常総市・取手市】

合併町村の数値を含む。なお, 参考として合併町村分を含まない数値も併せて掲載している。

【内原町・八郷町・千代川村・石下町・総和町・三和町・藤代町】

年頭から合併期日の前日までの数値を () 書きとし, 郡部計及びそれぞれが属する郡の数値に含めていない。

【那珂市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・銚田市】

合併市町村の数値を含む。なお, 世帯数及び平成 17 年 1 月 1 日現在人口は, 合併市町村の数値を合算したものとなっている。

【下館市・岩井市・岩瀬町・那珂町・瓜連町・旭村・銚田町・大洋村・神栖町・波崎町・麻生町・北浦町・玉造町・江戸崎町・新利根町・桜川村・東町・霞ヶ浦町・千代田町・関城町・明野町・真壁町・大和村・協和町・猿島町 (以下「下館市他 24 市町村)】

年頭から合併期日の前日までの数値を () 書きとし, 市・郡部計及び, 町村についてはそれぞれが属する郡の数値に含めていない。

○ 第 8・9 表

自然増加数・出生数・死亡者数（第 8 表）、社会増加数・転入者数・転出者数（第 9 表）については、増加率等を年間に統一するため以下のとおりとなっている。

【水戸市・古河市・石岡市・取手市】

合併町村の数値を含む。なお、参考として合併町村分を含まない数値も併せて掲載している。

【内原町・八郷町・総和町・三和町・藤代町】

年頭から合併期日の前日までの数値を（ ）書きとし、郡部計及びそれぞれが属する郡の数値に含めていない。

【那珂市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・銚田市】

合併市町村の数値を含む。

【下館市他 24 市町村】

年頭から合併期日の前日までの数値を（ ）書きとし、市・郡部計及び、町村についてはそれぞれが属する郡の数値に含めていない。

○ 第 10～13・15 表

従前の住所地（都道府県・地域・市町村）別転入出者数（第 10～13 表）、男女・年齢（5 歳階級）別死亡、転入出者数（第 15 表）については以下のとおりとなっている。

【水戸市・古河市・石岡市・取手市】

年間の数値（合併町村の数値は含まない。）

【内原町・八郷町・千代川村・石下町・総和町・三和町・藤代町】

年頭から合併期日の前日までの数値

【那珂市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・銚田市】

合併期日から年末までの数値

【下館市他 24 市町村】

年頭から合併期日の前日までの数値

なお、詳細は該当する統計表の「注」を参照のこと。

Ⅱ 調査結果の概要

1 人口の動向

(1) 総人口

本県の人口は、平成 17 年中に 3,244 人減少し、平成 18 年 1 月 1 日現在で 2,975,864 人となった。人口増加率は $\Delta 0.11\%$ となっている。

人口増加の内訳は、自然動態で 1,304 人の減少（増加率 $\Delta 0.04\%$ ）、社会動態で 1,940 人の減少（同 $\Delta 0.06\%$ ）である。

男女別人口の内訳を見ると、男が 1,660 人の減少（増加率 $\Delta 0.11\%$ ）、女が 1,584 人の減少（同 $\Delta 0.11\%$ ）であり、この結果、平成 18 年 1 月 1 日現在で男 1,479,843 人、女 1,496,021 人となっている。（統計表第 7 表）

(2) 性比及び人口密度

平成 17 年 10 月 1 日現在の性比は 98.9 であり、前年同月を 0.2 ポイント下回った。

また、平成 17 年 10 月 1 日現在の人口密度は 488.1 人/k²であり、前年同月を 2.7 ポイント下回った。（統計表第 1 表）

(3) 地域別人口

市部及び郡部別に見た平成 17 年中の人口増減は、市部が 1,817 人の減少（増加率 $\Delta 0.07\%$ ）、郡部が 1,427 人の減少（同 $\Delta 0.32\%$ ）であった。この結果、平成 18 年 1 月 1 日現在の人口は市部が 2,532,021 人、郡部が 443,843 人となっており、県人口に占める割合は市部が 85.1%、郡部が 14.9%となっている。

次に、県内 5 地域別の人口増減を見ると、県北地域が 3,147 人の減少（増加率 $\Delta 0.48\%$ ）、県央地域が 8 人の増加（同 0.00%）、鹿行地域が 716 人の増加（同 0.26%）、県南地域が 1,723 人の増加（同 0.17%）、県西地域が 2,544 人の減少（同 $\Delta 0.43\%$ ）であった。この結果、各地域の県人口に占める割合は平成 18 年 1 月 1 日現在で県北地域が 22.0%（655,036 人）、県央地域が 15.6%（465,762 人）、鹿行地域が 9.4%（279,286 人）、県南地域が 33.2%（987,089 人）、県西地域が 19.8%（588,691 人）となっている。（統計表第 7 表）

(4) 市町村別人口

市町村別の人口増加を見ると、10 市 4 町村で増加、20 市 17 町村で減少であった。最も増加数の多い市町村はつくば市（2,715 人）であり、以下、守谷市（1,183 人）、神栖市（788 人）、水戸市（616 人）、ひたちなか市（412 人）の順となっている。

一方、最も減少数の多い市町村は日立市（ $\Delta 1,593$ 人）であり、以下、取手市（ $\Delta 939$ 人）、筑西市（ $\Delta 848$ 人）、北茨城市（ $\Delta 482$ 人）、大子町（ $\Delta 475$ 人）の順となっている。

人口増加率を見ると、最も増加率の高い市町村は守谷市（2.22%）であり、以下、つくば市（1.37%）、谷和原村（0.95%）、東海村（0.93%）、神栖市（0.87%）の順となっている。

逆に最も減少率の高い市町村は大子町（ $\Delta 2.11\%$ ）であり、以下、河内町（ $\Delta 1.41\%$ ）、高萩市（ $\Delta 1.05\%$ ）、北茨城市（ $\Delta 0.96\%$ ）、利根町（ $\Delta 0.92\%$ ）の順となっている。（表 - 1）

2 自然動態

(1) 自然増加

平成17年中の自然動態は、出生24,651人、死亡25,955人で1,304人の減少となった。自然増加率は△0.04%となっている。

5地域別の自然増加率を見ると、県南地域が0.05%と最も高く、以下、県央地域△0.01%、鹿行地域△0.06%、県北地域及び県西地域△0.12%の順となっている。

市町村別の自然増加率については、東海村が0.46%と最も高く、以下、つくば市(0.32%)、ひたちなか市及び神栖市(0.31%)、守谷市(0.30%)の順となっている。(統計表第8表及び表-3)

(2) 出生

平成17年中の出生者数は24,651人(男12,655人、女11,996人)、出生率は8.2‰であった。

5地域別の出生率を見ると、鹿行地域が8.7‰と最も高く、以下、県央地域(8.4‰)、県南地域(8.3‰)、県西地域(8.1‰)、県北地域(7.9‰)の順となっている。

市町村別の出生率を見ると、東海村が11.2‰と最も高く、以下、神栖市(10.5‰)、小川町(9.9‰)、ひたちなか市(9.8‰)、つくば市及び美浦村(9.6‰)の順となっている。(表-3)

(3) 死亡

平成17年中の死亡者数は25,955人(男14,071人、女11,884人)、死亡率は8.7‰であった。

5地域別の死亡率を見ると、鹿行地域及び県西地域が9.3‰と最も高く、以下、県北地域(9.2‰)、県央地域(8.5‰)、県南地域(7.9‰)の順となっている。

市町村別の死亡率を見ると、大子町が14.6‰と最も高く、以下、河内町(12.2‰)、笠間市及び常陸大宮市(12.0‰)、常陸太田市(11.9‰)の順となっている。(表-3)

表-3 自然増加、出生率及び死亡率順位(平成17年)

(自然増加率)

| 順位 | 上位5市町村 | | 下位5市町村 | |
|----|--------|----------|--------|----------|
| | 市町村名 | 自然増加率(%) | 市町村名 | 自然増加率(%) |
| 1 | 東海村 | 0.46 | 大子町 | △0.96 |
| 2 | つくば市 | 0.32 | 河内町 | △0.78 |
| 3 | ひたちなか市 | 0.31 | 常陸太田市 | △0.70 |
| 3 | 神栖市 | 0.31 | 常陸大宮市 | △0.58 |
| 5 | 守谷市 | 0.30 | 笠間市 | △0.53 |

(出生率)

| 順位 | 上位5市町村 | | 下位5市町村 | |
|----|--------|--------|--------|--------|
| | 市町村名 | 出生率(‰) | 市町村名 | 出生率(‰) |
| 1 | 東海村 | 11.2 | 河内町 | 4.4 |
| 2 | 神栖市 | 10.5 | 常陸太田市 | 4.9 |
| 3 | 小川町 | 9.9 | 大子町 | 5.0 |
| 4 | ひたちなか市 | 9.8 | 利根町 | 5.0 |
| 5 | つくば市 | 9.6 | 茨城町 | 5.9 |
| 5 | 美浦村 | 9.6 | 城里町 | 5.9 |

(死亡率)

| 順位 | 上位5市町村 | | 下位5市町村 | |
|----|--------|--------|--------|--------|
| | 市町村名 | 死亡率(‰) | 市町村名 | 死亡率(‰) |
| 1 | 大子町 | 14.6 | 守谷市 | 5.5 |
| 2 | 河内町 | 12.2 | つくば市 | 6.4 |
| 3 | 笠間市 | 12.0 | 東海村 | 6.5 |
| 4 | 常陸大宮市 | 12.0 | ひたちなか市 | 6.7 |
| 5 | 常陸太田市 | 11.9 | 牛久市 | 6.8 |

3 社会動態

(1) 社会増加

平成 17 年中の社会動態は、転入者数 128,979 人、転出者数 130,919 人で 1,940 人の転出超過となった。社会増加率は $\Delta 0.06\%$ となっている。

市部及び郡部別に見ると、市部で 3,052 人の転出超過、郡部で 1,112 人の転入超過となった。5 地域別では、県北地域が 2,333 人の転出超過、県央地域が 63 人の転入超過、鹿行地域が 893 人の転入超過、県南地域が 1,249 人の転入超過、県西地域が 1,812 人の転出超過となった。

市町村別では、転入超過が 10 市 7 町村、転出超過が 20 市 13 町村、増減なし 2 町となっている。転入超過の割合が最も高い市町村は守谷市（社会増加率 1.91%）であり、以下、谷和原村（同 1.06%）、つくば市（同 1.05%）、鉾田市（同 0.69%）、神栖市（同 0.56%）の順となっている。

逆に転出超過の割合が最も高い市町村は太子町（社会増加率 $\Delta 1.14\%$ ）であり、以下、日立市（同 $\Delta 0.75\%$ ）、高萩市及び取手市（同 $\Delta 0.72\%$ ）、河内町（同 $\Delta 0.63\%$ ）の順となっている。（統計表第 9 表及び表 - 4）

(2) 移動数

平成 17 年中の移動数は 259,898 人、移動率は 8.69%であった。

また、県内市町村間の移動状況を見ると、転入者数 56,277 人、転出者数 56,362 人であった。

一方、県外間の移動状況を見ると、転入者数 69,018 人、転出者数 71,078 人であった。市町村別の移動率を見ると、つくば市が 14.40%と最も高く、以下、守谷市（12.25%）、水海道市（11.91%）、石下町（11.72%）、土浦市（11.68%）の順となっている。（統計表第 9 表及び表 - 4）

表-4 社会増加率及び移動率順位(平成17年)

| 社会増加率 | | | | | 移動率 | | | | |
|-------|--------|----------|--------|---------------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 順位 | 上位5市町村 | | 下位5市町村 | | 順位 | 上位5市町村 | | 下位5市町村 | |
| | 市町村名 | 社会増加率(%) | 市町村名 | 社会増加率(%) | | 市町村名 | 移動率(%) | 市町村名 | 移動率(%) |
| 1 | 守谷市 | 1.91 | 太子町 | $\Delta 1.14$ | 1 | つくば市 | 14.40 | 常陸太田市 | 4.64 |
| 2 | 谷和原村 | 1.06 | 日立市 | $\Delta 0.75$ | 2 | 守谷市 | 12.25 | 太子町 | 4.68 |
| 3 | つくば市 | 1.05 | 高萩市 | $\Delta 0.72$ | 3 | 水海道市 | 11.91 | 河内町 | 5.09 |
| 4 | 鉾田市 | 0.69 | 取手市 | $\Delta 0.72$ | 4 | 石下町 | 11.72 | 桜川市 | 5.10 |
| 5 | 神栖市 | 0.56 | 河内町 | $\Delta 0.63$ | 5 | 土浦市 | 11.68 | 常陸大宮市 | 5.11 |

(3) 地域間移動

平成 17 年中の地域間移動数について、県内は 5 地域間、県外は近隣都県別で見ると、県内・県外いずれにおいても県南地域の移動数が最も多くなっている。

県内間移動を見ると、県南地域では他の 4 地域に対してすべて転入超過であった。

県外間移動を見ると、近隣都県への転出超過数は東京都が 2,776 人で最も多く、以下、千葉県（1,178 人）、神奈川県（692 人）、埼玉県（422 人）、栃木県（416 人）の順となっている。5 地域別に見ると、鹿行地域が転入超過であり、他の地域は転出超過であった。（表 -5）

表-5 県内及び県外(近隣都県)別地域間移動数及び超過数(平成17年)

| 地 域 | | 茨城県 | | 県北地域 | | 県央地域 | | 鹿行地域 | | 県南地域 | | 県西地域 | | |
|---------|------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|------|
| | | 移動数(人) | 構成比(%) | 移動数(人) | 構成比(%) | 移動数(人) | 構成比(%) | 移動数(人) | 構成比(%) | 移動数(人) | 構成比(%) | 移動数(人) | 構成比(%) | |
| 全体 | 転入計 | 125,295 | 100.0 | 20,398 | 100.0 | 20,946 | 100.0 | 12,097 | 100.0 | 50,574 | 100.0 | 21,280 | 100.0 | |
| | 転出計 | 127,440 | 100.0 | 22,910 | 100.0 | 20,408 | 100.0 | 11,228 | 100.0 | 50,006 | 100.0 | 22,888 | 100.0 | |
| | 超過数 | △ 2,145 | - | △ 2,512 | - | 538 | - | 869 | - | 568 | - | △ 1,608 | - | |
| 県内 | 転入者数 | 県内計 | 56,277 | 44.9 | 11,018 | 54.0 | 10,937 | 52.2 | 4,100 | 33.9 | 21,576 | 42.7 | 8,646 | 40.6 |
| | | 県北地域 | 11,859 | 9.5 | 6,324 | 31.0 | 3,564 | 17.0 | 346 | 2.9 | 1,295 | 2.6 | 330 | 1.6 |
| | | 県央地域 | 10,424 | 8.3 | 2,989 | 14.7 | 3,782 | 18.1 | 592 | 4.9 | 2,341 | 4.6 | 720 | 3.4 |
| | | 鹿行地域 | 4,297 | 3.4 | 310 | 1.5 | 730 | 3.5 | 2,486 | 20.6 | 641 | 1.3 | 130 | 0.6 |
| | | 県南地域 | 20,490 | 16.4 | 1,074 | 5.3 | 2,066 | 9.9 | 550 | 4.5 | 14,937 | 29.5 | 1,863 | 8.8 |
| | | 県西地域 | 9,207 | 7.3 | 321 | 1.6 | 795 | 3.8 | 126 | 1.0 | 2,362 | 4.7 | 5,603 | 26.3 |
| | 転出者数 | 県内計 | 56,362 | 44.2 | 11,932 | 52.1 | 10,343 | 50.7 | 4,354 | 38.8 | 20,450 | 40.9 | 9,283 | 40.6 |
| | | 県北地域 | 11,016 | 8.6 | 6,355 | 27.7 | 2,945 | 14.4 | 325 | 2.9 | 1,070 | 2.1 | 321 | 1.4 |
| | | 県央地域 | 10,981 | 8.6 | 3,584 | 15.6 | 3,783 | 18.5 | 739 | 6.6 | 2,075 | 4.1 | 800 | 3.5 |
| | | 鹿行地域 | 4,090 | 3.2 | 349 | 1.5 | 596 | 2.9 | 2,497 | 22.2 | 526 | 1.1 | 122 | 0.5 |
| | | 県南地域 | 21,676 | 17.0 | 1,304 | 5.7 | 2,320 | 11.4 | 664 | 5.9 | 14,985 | 30.0 | 2,403 | 10.5 |
| | | 県西地域 | 8,599 | 6.7 | 340 | 1.5 | 699 | 3.4 | 129 | 1.1 | 1,794 | 3.6 | 5,637 | 24.6 |
| | 超過数 | 県内計 | △ 85 | * | △ 914 | * | 594 | * | △ 254 | * | 1,126 | * | △ 637 | * |
| | | 県北地域 | 843 | * | △ 31 | * | 619 | * | 21 | * | 225 | * | 9 | * |
| | | 県央地域 | △ 557 | * | △ 595 | * | △ 1 | * | △ 147 | * | 266 | * | △ 80 | * |
| | | 鹿行地域 | 207 | * | △ 39 | * | 134 | * | △ 11 | * | 115 | * | 8 | * |
| | | 県南地域 | △ 1,186 | * | △ 230 | * | △ 254 | * | △ 114 | * | △ 48 | * | △ 540 | * |
| | | 県西地域 | 608 | * | △ 19 | * | 96 | * | △ 3 | * | 568 | * | △ 34 | * |
| 県外 | 転入者数 | 県外総数 | 69,018 | 55.1 | 9,380 | 46.0 | 10,009 | 47.8 | 7,997 | 66.1 | 28,998 | 57.3 | 12,634 | 59.4 |
| | | 福島県 | 2,253 | 1.8 | 778 | 3.8 | 474 | 2.3 | 120 | 1.0 | 628 | 1.2 | 253 | 1.2 |
| | | 栃木県 | 3,795 | 3.0 | 420 | 2.1 | 494 | 2.4 | 89 | 0.7 | 861 | 1.7 | 1,931 | 9.1 |
| | | 埼玉県 | 6,222 | 5.0 | 775 | 3.8 | 910 | 4.3 | 446 | 3.7 | 2,334 | 4.6 | 1,757 | 8.3 |
| | | 千葉県 | 9,934 | 7.9 | 885 | 4.3 | 1,098 | 5.2 | 1,752 | 14.5 | 5,155 | 10.2 | 1,044 | 4.9 |
| | | 東京都 | 10,948 | 8.7 | 1,525 | 7.5 | 1,699 | 8.1 | 1,058 | 8.7 | 5,225 | 10.3 | 1,441 | 6.8 |
| | | 神奈川県 | 5,443 | 4.3 | 892 | 4.4 | 796 | 3.8 | 669 | 5.5 | 2,460 | 4.9 | 626 | 2.9 |
| | | その他の道府県 | 30,423 | 24.3 | 4,105 | 20.1 | 4,538 | 21.7 | 3,863 | 31.9 | 12,335 | 24.4 | 5,582 | 26.2 |
| | 転出者数 | 県外総数 | 71,078 | 55.8 | 10,978 | 47.9 | 10,065 | 49.3 | 6,874 | 61.2 | 29,556 | 59.1 | 13,605 | 59.4 |
| | | 福島県 | 1,649 | 1.3 | 654 | 2.9 | 355 | 1.7 | 59 | 0.5 | 426 | 0.9 | 155 | 0.7 |
| | | 栃木県 | 4,211 | 3.3 | 446 | 1.9 | 533 | 2.6 | 116 | 1.0 | 807 | 1.6 | 2,309 | 10.1 |
| | | 埼玉県 | 6,644 | 5.2 | 833 | 3.6 | 946 | 4.6 | 373 | 3.3 | 2,271 | 4.5 | 2,221 | 9.7 |
| | | 千葉県 | 11,112 | 8.7 | 1,258 | 5.5 | 1,352 | 6.6 | 1,572 | 14.0 | 5,624 | 11.2 | 1,306 | 5.7 |
| | | 東京都 | 13,724 | 10.8 | 2,323 | 10.1 | 2,180 | 10.7 | 1,055 | 9.4 | 6,342 | 12.7 | 1,824 | 8.0 |
| | | 神奈川県 | 6,135 | 4.8 | 1,266 | 5.5 | 923 | 4.5 | 527 | 4.7 | 2,700 | 5.4 | 719 | 3.1 |
| | | その他の道府県 | 27,603 | 21.7 | 4,198 | 18.3 | 3,776 | 18.5 | 3,172 | 28.3 | 11,386 | 22.8 | 5,071 | 22.2 |
| | 超過数 | 県外総数 | △ 2,060 | * | △ 1,598 | * | △ 56 | * | 1,123 | * | △ 558 | * | △ 971 | * |
| | | 福島県 | 604 | * | 124 | * | 119 | * | 61 | * | 202 | * | 98 | * |
| 栃木県 | | △ 416 | * | △ 26 | * | △ 39 | * | △ 27 | * | 54 | * | △ 378 | * | |
| 埼玉県 | | △ 422 | * | △ 58 | * | △ 36 | * | 73 | * | 63 | * | △ 464 | * | |
| 千葉県 | | △ 1,178 | * | △ 373 | * | △ 254 | * | 180 | * | △ 469 | * | △ 262 | * | |
| 東京都 | | △ 2,776 | * | △ 798 | * | △ 481 | * | 3 | * | △ 1,117 | * | △ 383 | * | |
| 神奈川県 | | △ 692 | * | △ 374 | * | △ 127 | * | 142 | * | △ 240 | * | △ 93 | * | |
| その他の道府県 | | 2,820 | * | △ 93 | * | 762 | * | 691 | * | 949 | * | 511 | * | |

注1) 転入は表側から表頭への、また転出は表頭から表側への移動者数である。

2) 県内の転入者数及び転出者数は、各市町村ごとの転入者数及び転出者数を積み上げ、それを5地域別及び県全体で表したものである。

3) 超過数とは、以下の内容を意味するものである。

・表頭から表側に対しては、正の数は転入超過を表し、負の数は転出超過を表すものである。

・表側から表頭に対しては、正の数は転出超過を表し、負の数は転入超過を表すものである。

4) その他の県には国外を含む。

5) その他の移動者(従前の住所地なし、転出先不明等)数は含まない。

(4) 年齢別社会動態

平成 17 年中の県内における年齢別転入及び転出者数を 5 歳階級別に見ると、20 歳～24 歳 (2,443 人) 及び 35 歳～39 歳 (404 人) において転出超過が多くなっている。転出超過数を各歳別に見ると、22 歳が 1,103 人の転出超過 (転入 5,128 人, 転出 6,231 人) と最も多く、次いで 23 歳が 442 人 (転入 4,751 人, 転出 5,193 人), 24 歳が 391 人 (転入 5,176 人, 転出 5,567 人) となっている。(統計表第 14 表及び図 - 1)

地域別の社会増加数を 5 歳階級別に見ると、県北地域、県央地域、県南地域、県西地域では 20 歳～24 歳、鹿行地域では 15 歳～19 歳の転出超過が多くなっている。(図 - 2)

図 1 年齢(5 歳階級)別転入及び転出者数

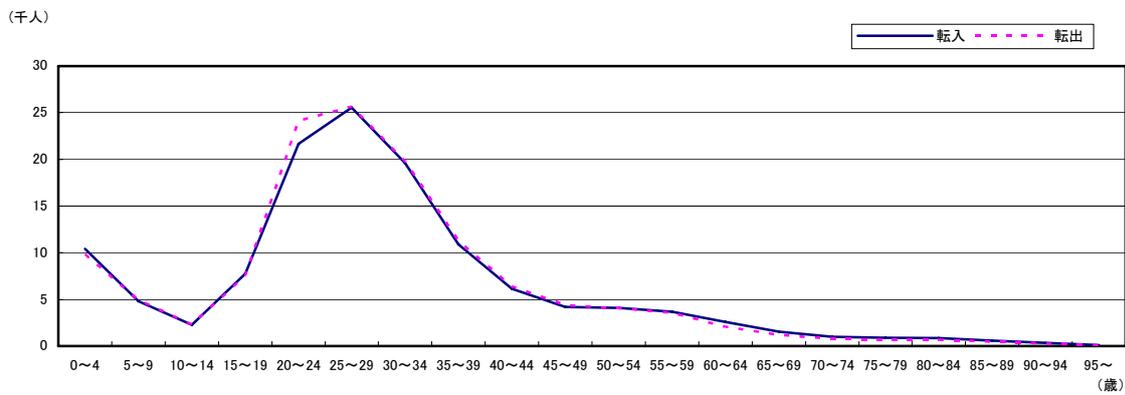
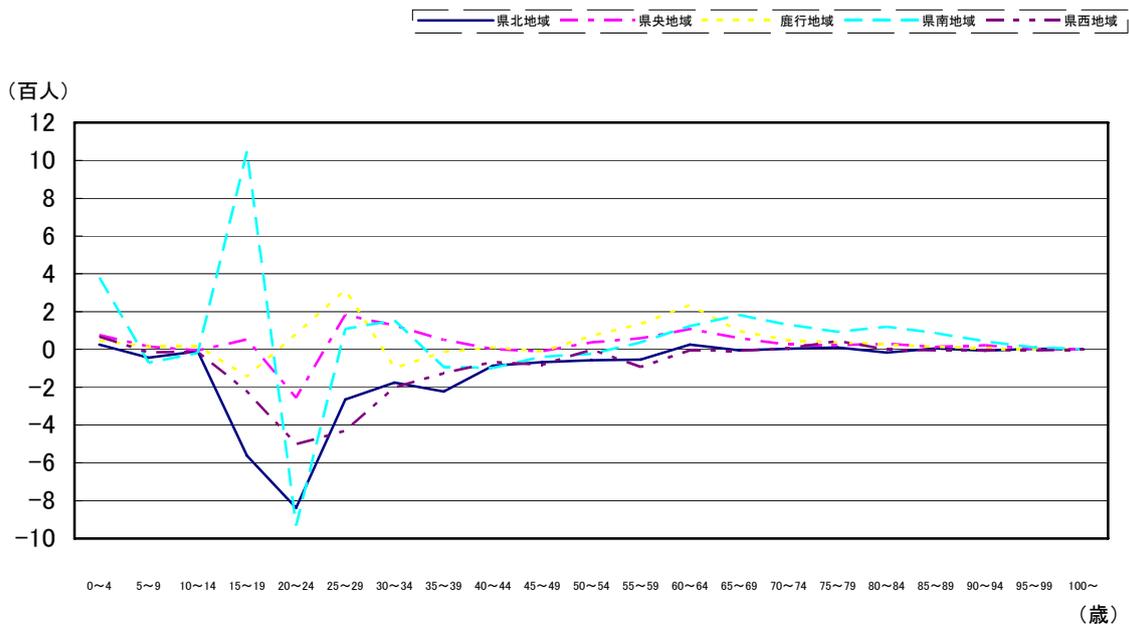


図 2 地域及び年齢(5 歳階級)別社会増加数(平成 17 年)



4 世帯数, 1 世帯あたり人員

平成 18 年 1 月 1 日現在の世帯数は 1,034,913 世帯であり, 平成 17 年中に 12,489 世帯増加し, 増加率は 1.20%となっている。(統計表第 3 表)

1 世帯あたり人員については, 平成 17 年 10 月 1 日現在 2.88 人となっている。(統計表第 1 表及び図-3)

図 3 人口増加率及び世帯数増加率の推移

